

市会議案第 1 号

吹田市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 澤田 直己

吹田市条例第 号

吹田市議会事務局条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会事務局条例（昭和 25 年吹田市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「18 人」を「20 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

吹田市議会事務局条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
第 3 条 市議会事務局の職員の定数は、 <u>1 8 人</u> とする。	第 3 条 市議会事務局の職員の定数は、 <u>2 0 人</u> とする。